

相談支援の流れ

1

「よりよいサポートきた」に相談

困りごと、心配ごとをお聞かせください。

生活の状況を見つめながら、一緒に課題を整理していきます。

2

一緒に支援プランを作成

課題を解決するためのプランを作成しましょう。

自立に向けた目標や取り組み内容を一緒に考え、さまざまな支援制度、支援機関の活用を検討します。

3

自立・安定した生活をめざす取り組み

関係機関と連携しながら支援プランを実施し、自立し安定した生活を維持できるようサポートします。

自立相談支援事業(相談支援)

まずは、各区役所の相談窓口へ、生活に困りごとや不安を抱えている方はご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談支援事業(就労支援) ＜総合就職サポート事業＞

就労に関して不安や困難を抱えている方に、カウンセリング、ビジネススキルやコミュニケーション能力向上の支援、就職活動の支援、求人情報の提供、就職後の支援など、就労につなげるための支援を総合的に行います。

住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対し、求職活動を行うことなどを条件に、一定の期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。

※資産・所得等の要件あり

家計相談支援事業

多重債務を抱えている等、家計管理に課題がある方に対して、家計支援プランを作成し、収支状況の改善に向けた支援を行います。

学習支援事業 ＜子ども自立アシスト事業＞

中学生がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、高校進学などの進路決定や、家庭が抱える問題について、カウンセリングによる個別支援を行います。また、高校生世代(高校未就学者及び高校中退者)に再就学相談の支援を行います。

就労チャレンジ事業

様々な事情により、一般的な仕事をするのが難しい方やなかなか仕事に結びつかない方に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、ご本人の状況に応じた段階的な支援をおこないます。また、すぐに一般の就労が難しい方には、支援付の就労・作業の場(認定を受けた企業や事務所がおこなう、就労訓練)を提供します。※資産・所得の要件あり

この他にも、住居を持たない方、住居の状態が不安定な方に対して、一時的な宿泊場所や衣食を提供する「**一時生活支援事業**」があります。

これらの事業の活用をはじめ、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援を行います。